

# 災害時要援護者制度について (福祉課)

## 災害時要援護者制度とは

「自らの身の安全は、自ら守る」ことを防災の基本としながら、地震や台風などの大きな災害にみまわれたとき又はみまわれるおそれがあるときに、地域の住民が協力して、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等を災害から守る支援活動を円滑に行えるようにする制度です。

## 制度のポイント

- 制度を利用したい人は、事前に登録をしていただきます。
- 緊急の連絡先や地域で支援してくださる方を決めて、登録台帳に載せることの同意を得ます。
- 登録を行なうときに、支援のために必要な個人情報を自主防災組織や民生委員さん等に提供することに同意していただきます。
- 支援を行っていただける方は、要援護者への日頃の声かけや、いざというときの確認、避難の支援をお願いします。

ただし、できる範囲での支援であり、責任を負うものではありません。

## 災害時要援護者とは

次に掲げる方のうち、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力で避難する事が容易でないなど、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする方です。

- (1) ひとり暮らしの高齢者
- (2) 介護保険法の要介護3以上の方
- (3) 身体障害者手帳の1及び2級の方
- (4) 療育手帳のAの方
- (5) 精神障害保健福祉手帳の1級の方
- (6) 難病患者の方
- (7) その他町長が支援の必要があると認める方

